

本教材の利用について

- 本教材は、平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究「デザインの創作活動の特性に応じた実践的な知的財産権制度の知識修得の在り方に関する調査研究」（請負先：国立大学法人大阪大学 知的財産センター）に基づき作成したものです。
- 本教材の著作権は、第三者に権利があることを表示している内容を除き、特許庁に帰属しています。また、本教材は、第三者に権利があることを表示している内容を除き、クリエイティブ・コモンズ 表示 - 非営利 4.0 国際 ライセンスの下に提供されています。



- 本教材は、できる限り正確な情報の提供を期して作成したのですが、不正確な情報や古い情報を含んでいる可能性があります。本教材を利用したことにより損害・損失等を被る事態が生じたとしても、特許庁、国立大学法人大阪大学 知的財産センター及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

[本教材の利用に関するお問い合わせ先]
特許庁 審査第一部 意匠課 企画調査班
TEL : 03-3581-1101 (内線2907)

第12時限

表現を守る デザイン創作と著作物（3）

「デザイナーが身につけておくべき知財の基本」

- グラフィックデザイナーのDは、次の作品展に出展する作品の草案で悩んでいた。そこで、きっかけを掴むため図書館で他人の作品集を見ていたところ、何点か草案作りに使えるような作品が収録された作品集があったので、図書館内で使えるような作品をコピーしてアイデアを膨らませたり、自ら美術館に足を運び、展示物を写真に収めて事務所で検討したりしていた。その折、偶然インターネットで見つけた既存の写真作品が、これまで考えていたアイデアにマッチするものだったので、この写真作品をコラージュして、新しいビジュアル作品を作成した。

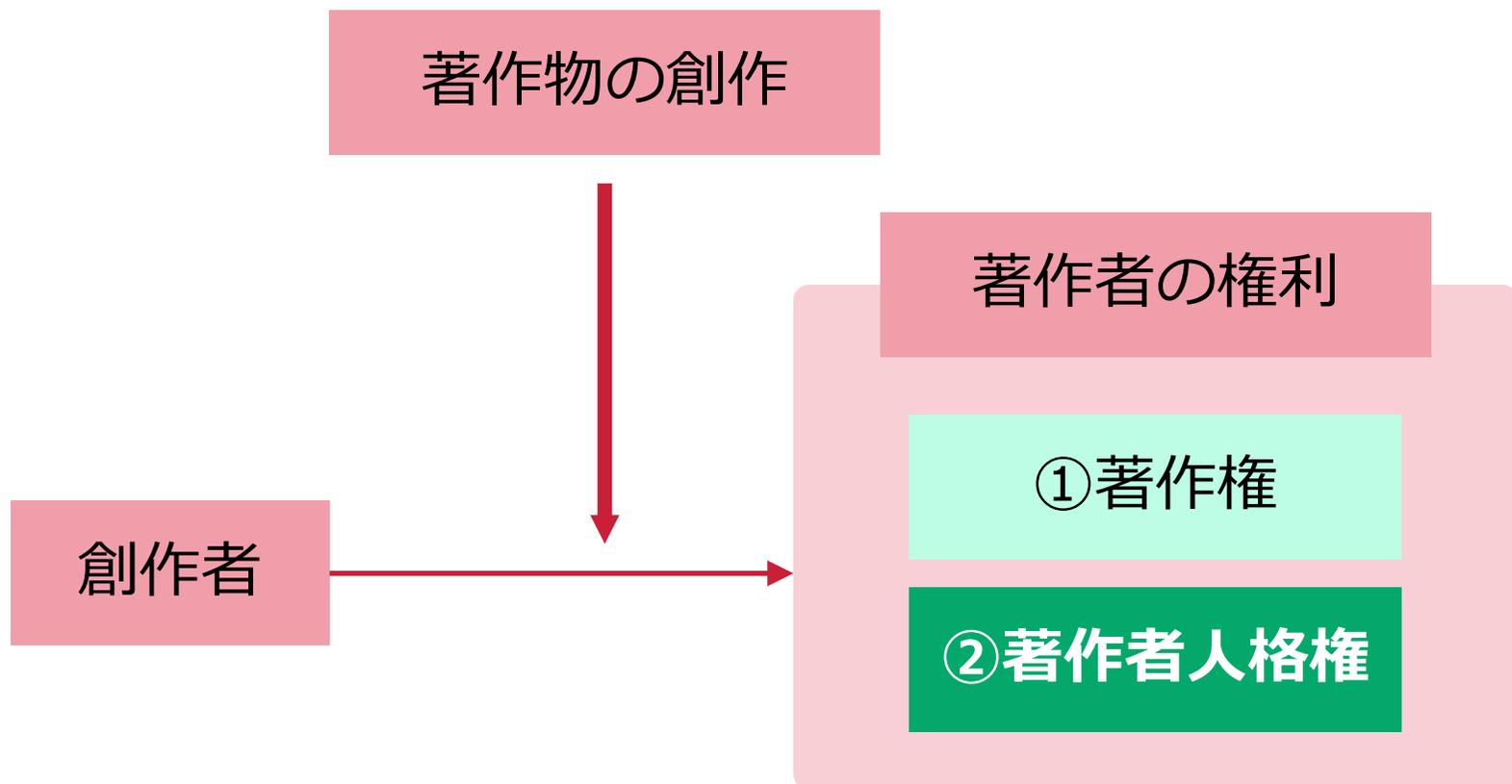
- 12-01 著作者人格権とは
- 12-02 例外的に著作権者の許諾なしに著作物を利用できる場合
- 12-03 パロディ等と著作権制度
- 12-04 CASEの考え方

12-01

著作者人格権とは

12-01 著作者人格権とは

- 著作者人格権は、著作者の思い入れや名誉を守るもの。
- 著作権を他人に譲渡しても、著作者人格権は著作者に残る（著作者人格権は譲渡も放棄もできないと考えられている）。



12-01 著作者人格権とは

- 著作者人格権には、公表権、氏名表示権、同一性保持権の3つがある。
- 著作物のタイトルの改変は、内容の改変と同様に許されない。

公表権

未公表の著作物を公表するかしないか、また、いつ、どのような形で公表するかは、著作者が自由に決定できる。

氏名表示権

著作者は、自分の著作物を公表する際、（匿名を含めて）クレジット表記を求めることができる。

同一性保持権

著作者は、自分の著作物の内容や題名を、意に反して勝手に改変されないようにすることを求めることができる。

12-02

例外的に著作権者の許諾なしに
著作物を利用できる場合

12-02 例外的に著作権者の許諾なしに著作物を利用できる場合

- 著作権法では、例外的に著作権者の許諾なしに著作物を利用できる場合を定める規定（権利制限規定）が設けられている。
- 権利制限規定は、著作権に対するものであり、著作者人格権については及ばない。その適用により著作権侵害は回避できても、著作者人格権侵害になることもあり得る。

著作権者の許諾なく著作物を利用できる場合の代表的な例

- ① 私的使用のための複製
- ② 写り込み
- ③ 引用
- ④ 学校における複製
- ⑤ 営利を目的としない上演
- ⑥ 公開の美術の著作物等の利用 など

① 私的使用のための複製

- 自分自身や家族など限られた範囲内で使用するために他人の著作物を複製することができる。ただし、会社や組織内での複製はこれに含まれないと考えられている。
- 複製したものをインターネット上で閲覧可能な状態にするなど私的使用目的外で使用する場合は、複製権侵害や公衆送信権侵害となる。
- 私的使用目的であっても、インターネット上で違法に公開されたもの（海賊版）を違法であることを知りながらダウンロードすることは、複製権侵害となる。

例

絵画の公募展の作品課題が「四季」であった。そこで、作品のイメージを固めるため、図書館で日本の風景を題材にした写真集を数点借り、その中で参考になりそうなページをコピーした。

② 写り込み

- 写真の撮影、録音、録画にあたって、撮影等の対象とする事物から分離することが困難なため、いわゆる「写り込み」の対象となる他の著作物（付随対象著作物。軽微な構成部分となるものに限る）は、当該撮影等に伴って複製または翻案することができる。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く。

例

「子どもの笑顔」をテーマに、写真を連続的に流すコマーシャルを制作する予定である。そこで、子どもの笑顔の写真を撮影したところ、ある写真の子どもが着ているTシャツに、有名なキャラクターがそれほど大きくはないがはっきりと分かるかたちでプリントされていた。

③ 引用

- 自分の著作物に、引用の目的上、正当な範囲内で他人の著作物を引用して利用することができる。
- 適法な引用かどうかは、引用の目的・必要性、公正な慣行などといった考慮要素を総合して判断される。

例

自身の絵画研究の成果をまとめた論文を書籍として出版しようと考えた。その書籍の中で、読者の理解を深めるために、研究題材とした絵画をページの6分の1くらいの大きさに挿入した。

④ 学校における複製

- 教育を担当する者及び授業を受ける者は、授業の過程で利用するために著作物を複製することができる。また、当該授業が行われる場所以外の場所で同時に授業を受ける者に対して公衆送信を行うことができる。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く。

例

芸術大学の講師であるデザイナーDは、講義で現代アート潮流を説明するために、画集から有名作品を複製し、それを受講生分コピーして受講生に配布した。また、学生の理解をより深めるため、このコピーをプロジェクターに投影しながら説明を行った。さらに、その講義は別キャンパスのサテライト教室に同時中継された。

⑤ 営利を目的としない上演

- 営利を目的とせず、観客から料金を取らない場合には、他人の著作物の上演・演奏・上映・口述（朗読）などができる。ただし、出演者などは無報酬である必要がある。

例

学園祭において、「戦争と音楽」をテーマとし、午前の部は戦争映画を無料上映して来場者に鑑賞してもらい、午後の部はその映画内で使用されている楽曲をオーケストラサークルが無料演奏して来場者に鑑賞してもらうという企画を催した。

⑥ 公開の美術の著作物等の利用

- 建築物や、公園にある銅像などは、写真撮影したり、テレビ放送したりすることができる。

例

流政之氏が制作した彫刻「叡智の微笑」を撮影し、官公庁が集まる霞が関を紹介する観光案内の無料パンフレットの表紙に使用した。また、「叡智の微笑」が登場する観光案内の無料動画も製作した。

12-03 パロディ等と著作権制度

12-03 パロディ等と著作権制度

- パロディ※1、オマージュ※2、コラージュ※3、リミックス※4は、既存の著作物をもとにした創作物であり、いわゆる二次創作と言われる。
- 著作権法には、パロディ等の二次創作を許容する規定は存在しない。そのため、パロディ等は、既存の著作物の利用として翻案権や同一性保持権が問題となり得る。
- しかし、パロディ等が文化の発展に寄与したり既存の著作物の認知度を向上させたりする点で一概に否定できないため、黙認されている場合も多い。
- 外国においては、パロディ目的等での著作物の利用は、権利侵害とならない取扱いをしている国も多い（米国ではフェアユース、フランスではパロディのための権利制限等）。
- 新しい作品を創り出すためのパロディ等は意義あること。

※1：原作品を改変し、風刺などを交えて創作したもの。

※2：尊敬するデザイナーの作品や作風に対して、敬意をもって自分の作品に取り入れたり、似た作品を創作したりすること。

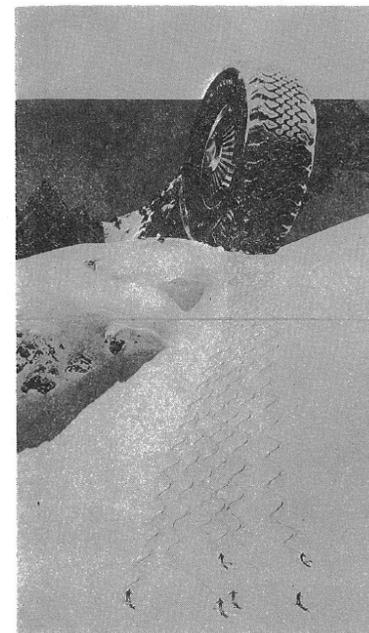
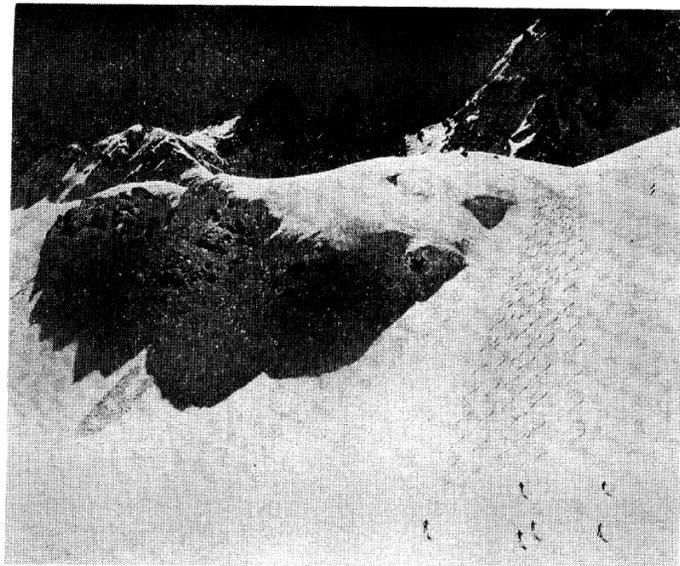
※3：絵や写真といった素材を、切り貼りして創作する手法。

※4：原曲を編集して新しい楽曲を創作する手法。

12-03 パロディ等と著作権制度

裁判例：〔パロディ・モンタージュ写真事件〕最判昭和55年3月28日（昭和51年（才）923号）

モンタージュ写真の作成・頒布が、元になった写真を撮影した写真家の同一性保持権を侵害するかが争われた。



出典：民集34巻3号244頁以下

〔ハイスコア・ガール事件〕

ゲームキャラクター等が漫画内で無断使用されているとして、ゲーム会社により、漫画家や出版社の関係者が、著作権侵害で刑事告訴された事件。後に民事事件でも、ゲームに関わるキャラクター、画像、ロゴ等の無断使用が著作物の利用に当たるか、また、当たるとして「引用」として許容されるかが問題となった。

後に和解に至り、刑事告訴も取り下げられた。

12-04 CASEの考え方

- Dが図書館でコピーした行為
 - 複製（図書館内の複写サービスについて規定した著作権法第31条も関連する）
 - 私的使用のための複製に該当しうる。

- Dが美術館で作品を写真に収めた行為
 - 複製
 - 私的使用のための複製に該当しうる。

- Dが既存の写真作品をカラーージュした行為
 - 複製 + 翻案
 - 権利制限規定に該当するものはない。